

教育に関する大綱及び重点施策について

1. 教育に関する大綱について

(1) 策定経過

平成 27 年 4 月 1 日の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に基づき、同年 4 月に開催した総合教育会議での検討結果を受け、教育に関する大綱を策定した。

(2) 大綱の内容

大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。本市の大綱は、西東京市教育計画（平成 26 年度～平成 30 年度）を踏まえ、教育計画の 5 つの基本方針を大綱に充て、期間も教育計画と同様に平成 30 年度までとした。

(3) 今後のスケジュール

現在の教育計画の見直し状況を踏まえ、平成 30 年度中に平成 31 年度からの教育に関する大綱について検討する。

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	
教育に関する大綱		策定				見直し	新大綱				
教育計画	策定				見直し(2年)		新教育計画				

2. 教育に関する重点施策について

(1) 取組状況

教育に関する重点施策は、大綱（教育計画）の 5 つの基本方針を踏まえ、本市が重点的に講ずべき取組を掲げ、毎年度見直しを行っている。

総合教育会議において、重点施策に基づく各課の取組を報告し、進捗を確認するとともに、市長及び教育委員会双方からの意見を踏まえ、取組を進めている。

(2) 平成 29 年度の教育に関する重点施策について

平成 29 年度は、平成 28 年度の重点施策となる「いじめの対策」と「虐待の対策」、「特別支援教育」と「切れ目のない支援」を統合するとともに、大綱の基本方針 4 及び 5 や国が示す「放課後子ども総合プラン」、「子どもの貧困に関する大綱」を踏まえ、新たに「子どもの居場所の充実」を重点施策とした。

《平成 29 年度 教育に関する重点施策》

○重点施策 いじめ・虐待の対策

児童・生徒の生命や心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を及ぼす、いじめ・虐待の問題を学校・家庭・地域と連携し、対策を進めます。

○重点施策 切れ目のない支援の充実

乳幼児期から学齢期への連続性のある支援体制を整備し、子育て家庭への情報発信の強化や特別支援教育の推進を図り、子どもたちが健やかに成長できる環境を整えます。

○重点施策 子どもの居場所の充実

子どもたちが安全・安心に過ごし、いきいきと活動ができるスペースなど居場所の充実を図ります。地域とのふれあいを深め、子どもたちがコミュニティの一員として参画していける環境づくり、安心して子育てできる環境の整備を進めます。

(3) 平成 30 年度の教育に関する重点施策について

今回の総合教育会議での意見等を踏まえ、平成 30 年度第 1 回の会議で決定する。